

施策の柱1 文化財の調査・研究

【調査・研究の推進】

市内に所在する文化財等については、指定文化財や郷土資料室に収蔵されている資料の調査のほか、下野谷遺跡等、埋蔵文化財包蔵地での試掘、内容確認調査等が実施されてきました。また、歴史的建造物の悉皆調査やお囃子、わらべうた等の民俗資料等についても一定の調査が実施され、記録が残されています。

こうした有形・無形の文化財の調査・保存が進められている一方、都市化の進展に伴い、失われている例もあり、その保護を目的とし、市内の文化財にどのようなものがあるのか、全体を把握することが求められています。

【収蔵資料のデータベース構築】

文化財を地域の財産として次の世代に受け継いでいくために、文化財のデータベース化等を進めること、デジタル化による文化財等資料の保存が求められています。現在、郷土資料室では、民具資料等の収蔵文化財のデータベース化が進められています。将来的には活用しやすい環境づくりとして公開を視野に入れ、引き続きデータベース化を進めるとともに、文化財等資料のデジタル化について検討を進める必要があります。

【文化財の新たな価値づけ】

文化財を市民共通の財産として保存・活用するために、文化財を単体としてのみではなく、地域の自然、環境、歴史、文化等の様々な地域資源とともに、一定のテーマのもとで総合的にとらえて魅力的な物語としてわかりやすく伝える視点を取り入れ、新たな価値づけを行います。

施策の方向…評価できる点、さらなる取組みが必要な点、事業実施に際しての留意点、新たな着眼点 など

1-1 文化財の計画的で総合的な調査の推進

1-2 文化財の記録